### 資料2

#### 原子力災害対策指針の改正(防災業務関係者の放射線防護対策等)

令和4年7月6日 原子力規制 庁

1. 趣旨

本議題は、原子カ災害対策指針の改正案についての意見(以下「提出意見」」という。) に対する考え方につき了承を得ることについて諮り、同指針の改正の決定について付 議するものである。

2. 経緯

令和4年度第5回原子力規制委員会(令和4年4月20日)において、防災業務関 係者の放射線防護対策等に係る原子力災害対策指針の改正案及び同改正案に対する 意見募集の実施が了承され、行政手続法に基づく意見募集を実施した。

#### 3. 意見募集の実施結果等

- (1) 期間: 令和4年4月21日~同年5月20日(30日間)
- (2) 方法:電子政府の総合窓口(e-Gov)、郵送及びFAX
- (3) 提出意見数:31 件<sup>2</sup>

#### 4.提出意見に対する考え方等

提出意見に対する考え方について、別紙1のとおり了承いただきたい。

なお、別紙1には、寄せられた意見<sup>3</sup>のうち、提出意見に該当しないと判断されるものは含まず、提出意見を整理又は要約したものを掲載している<sup>4</sup>。

寄せられた意見は全て、原子力規制庁において保存し、法令に従い開示する。

5. 原子力災害対策指針の一部改正

提出意見を踏まえ、記載の適正化を行った改正案について、別紙2のとおり決定い ただきたい。施行日は原子力規制委員会決定の日としたい。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 行政手続法第42条では、命令等制定機関が、意見公募手続きを実施して命令等を定める場合に、意見提出期 間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見を「提出意見」と規定している。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup>提出意見及び提出意見に該当しないと判断される意見をいう。なお、寄せられた意見数は 40 件である。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 行政手続法第 42 条では、提出意見に代えて、提出意見を整理又は要約したものを公示することができるとしている。また同条の運用において、「提出意見」に該当しないものについては、命令等判定機関に当該意見を考慮する義務や当該意見等について公示する義務は課さないとしている。

#### 6. 今後の予定

原子力災害対策指針の改正については、原子力災害対策特別措置法(平成11年12月17日法律第156号)第6条の2第3項の規定により、遅延なく公表する。(原子力規制委員会ホームページへの掲載のほか、原子力規制委員会決定後速やかに官報に掲載する。)意見募集の結果については、電子政府の総合窓口(e-Gov)にて公示する。

#### 7. その他

防災基本計画についても、防災業務関係者の被ばく線量管理及び健康管理、放射線 防護に係る指標等、今次原子力災害対策指針改正案と同様の内容を含む修正が行われ た(令和4年6月17日中央防災会議決定)。

#### く資料一覧>

- 別紙1 原子力災害対策指針の改正案についての提出意見及び考え方(案)
- 別紙2 原子力災害対策指針の改正案
- 参考 原子力災害対策指針の改正案(防災業務関係者の放射線防護対策等)及び 意見募集の実施(令和4年4月20日第5回原子力規制委員会資料2)

原子力災害対策指針の改正案についての提出意見及び考え方(案)

No.	頁	行	提出意見	考え方		
第2,	第2 原子力災害事前対策 (6)緊急時モニタリングの体制整備 ①緊急時モニタリングの目的及び事前対策					
1	3	14	住民等の「等」は具体的に何を指すのかが不明確であり、改正前の 「住民」に比べ曖昧な表現である。法令等の解釈ではなんでも含め る可能性があるので明確にしておくべき。なお、東京電力株式会社 福島第一原子力発電所に係る「住民等」は明確に説明されているも のの、ここで指摘した「住民等」とは対象が異なるものと理解でき る。	原子力災害時においては、防護措置の対象となる地域の住民だけでな く、同地域に一時的に滞在している者等についても防護措置の対象とす べきであることから、これらを総称して「住民等」と表記しています。 「等」には、観光客や原子力災害対策重点区域外からの通勤・通学者な どが含まれます。		
2	3	14	「防災業務関係者」の規定が曖昧なため、明確にするべきです。今 回の指針改正では、防災業務関係者の明確化が、改正の要件の一つ となっています。(パブコメ参考資料 4月30日規制庁資料2、1 頁)現行指針では「屋外で原子力災害の防災業務に関わる者(以下 「防災業務関係者」)という。」となっている部分を明確にするとい う趣旨のようです。しかし、改正案では、「緊急時モニタリングの 体制整備」の文中に、「住民等や緊急事態応急対策に従事する者の 防護措置を適切に実施するための判断材料となる」と書かれている だけです。この項目は、モニタリングの役割に関するもので、「防 災業務関係者の明確化」とは読めません。そのため、改正案では、 一項目をとって、防災業務関係者の規定として「緊急事態応急対策 に従事する者」と明確にする必要があります。	防災基本計画においても「防災業務関係者」は定義されておらず、対象 が曖昧であることは御指摘のとおりです。このため、今回の原子力災害 対策指針改正案では、放射線防護対策の対象を、従前の「防災業務関係 者」から「被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する 者」に置き換えることで明確化を図っています。		
第2,	原子	力災智	<b>害事前対策 (10)諸設備の整備</b>			
3	3	21	「被ばくの可能性がある環境下」という表現について、環境中では 常に自然放射線に被ばくするため、平素の全ての環境下と読めてし まわないか。また、自然放射線量も測定及び被ばくの議論の対象と なる。そのため、補足説明資料(資料2のP.15)に記載されているよ うに文言を補足し、「業務実施による追加的な被ばくの可能性があ る環境下」としてはいかがか。	原子力災害対策指針では、原子力災害の発生に伴う被ばくを取り扱って いることは明確であるため、原案のとおりとします。		

第2)	第2 原子力災害事前対策 (12)緊急事態応急対策に従事する者に対する原子力災害事前対策 ①放射線防護に係る指標						
4	3	31	「四十七」、「四十一」はそれぞれ「47」、「41」の誤記ではないか?	改正案は、官報掲載に使用する様式に基づくものであるため、誤記では ありません。			
5	4	1	「従事する者は・・・被ばく限度に従わなければならない」につい て、被ばく限度に従わなければならないのは「従事する者」ではな くて「事業者」ではないのか?たとえば、電離放射線障害防止規則 第7条(緊急作業時における被ばく限度)は「事業者」が順守すべき 規定であるのだから。	御指摘のとおり、電離放射線障害防止規則等において、緊急作業に従事 する間に受ける線量限度を遵守する責務を有するのは緊急作業に従事す る者が属する組織であるため、当該部分を以下のとおり修正します。 『緊急事態応急対策に従事する者のうち、電離放射線障害防止規則(昭和 四十七年労働省令第四十一号)等に規定する緊急作業に従事する者につい て、当該者が属する組織は、その者が受ける線量が各法令の定める値を 超えないようにしなければならない。』			
6	4	3	「これらの法令〔電離則等〕の適用を受けず、かつ、被ばくの可能 性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者については、その 活動内容に応じて、当該者が属する組織が放射線防護に係る指標を 定めるものとする。」という記載は、無責任で、不適切であると思 われる。原子力災害対策指針は、緊急事態応急対策に従事する者の 一部を対象にするのではなく、すべての緊急事態応急対策に従事す る者について、その防護の考え方、ガイドラインを示すべきであ る。原子力災害対策指針は、すべての緊急事態応急対策に従事する 者を考慮して、緊急時被ばく状況及び事故後の現存被ばく状況に関 する放射線防護の法的整備を関係省庁に促すべきである。	<ul> <li>改正案においては、放射線防護に係る指標を定める際の考え方として、</li> <li>放射線業務従事者の平時における被ばく限度を参考にすることを基本とした上で、人命救助等緊急やむを得ない業務に従事する者については、</li> <li>緊急作業に従事する者の被ばく限度を参考とすべきことを示すことで明確化を図っています。</li> <li>緊急事態応急対策に従事する者について、例えば原子力災害が発生した地域から離れた原子力災害対策本部等において従事する者が含まれ、一</li> <li>律に放射線防護に係る指標の設定等を求める必要はないと考えられることから、改正案では、放射線防護対策の対象を、「被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者」としています。その上で、被ばくの可能性がないと思われる従事者に対しても、原子力災害対策に関する教育及び訓練を受けることの重要性を示しつつ、当該者が属する組織が、そのための教育を行わなければならない旨を規定しています。</li> </ul>			
7	4	5	放射線業務従事者以外の一般公衆に該当するものが緊急時応急対策 に従事する場合の指標については、「その活動内容に応じて、当該 者が属する組織が放射線防護に係る指標を定めるものとする。」と	改正案においては、放射線防護に係る指標を定める際の考え方として、 放射線業務従事者の平時における被ばく限度を参考にすることを基本と した上で、人命救助等緊急やむを得ない業務に従事する者については、			
			している。組織が放射線防護に係る指標を定めるに際して、活動内	緊急作業に従事する者の被ばく限度を参考とすべきことを示すことで明			

			容と指標との関係についてある程度具体的に示すべきではないか、 また緊急時の特別な状況での指標であることへの十分な解説が必要 ではないか。	確化を図り、これにより活動内容と指標との関係を示しています。ま た、当該指標は、そもそも緊急事態応急対策に従事する者に対し適用さ れるものであることから、緊急時の特別な状況での指標であることの解 説を付す必要はないと考えています。
8	4	6	「なお、当該組織が要請を受けて緊急事態応急対策を実施する場合 には、指標の設定に当たり、必要に応じて、要請を行う組織と協議 する。」という記載は、「なお、当該組織が要請を受けて緊急事態応 急対策を実施する場合には、指標の設定及び作業計画の作成に当た り、必要に応じて、要請を行う組織と協議する。」とする方が適切 と思われる。	民間企業等が要請を受けて緊急事態応急対策を実施する場合の業務内 容、実施手順、安全確保の方法等の条件は、個別に締結される協力協定 等の内容によることから、指針において一律に示すことはできないと考 えます。なお、民間事業者との協力協定等の締結において考慮すべき事 項については、「原子力災害時の民間事業者との協力協定等の締結につい て(平成 29 年 7 月 24 日内閣府(原子力防災担当))」に示されていま す。
9			統一的な放射線防護に係る指標が必要。改正案では、緊急事態応急 対策に従事する者が属する組織等が、同者の放射線防護に係る指標 を定めることが基本とされており、原子力事業者及び原子力規制庁 検査官に対しては250mSv、そのほかの公務員(警察、消防など)に対 しては100mSv等が例示されている。人の放射線に対する抵抗力が その人の勤め先によって違うはずはなく、保健医学的には同一の指 標とすべきであるが、人命救助に直接関わるかどうかなどの業務の 特徴により、勤め先によって指標に差があるのは致し方のないこと と思われるが、この場合、現状では法令に定めのない警察・消防・ 自治体職員及び民間事業者(バスの運転手)などの防災業務関係者に 対しても、被ばくは国民の権利(生存権)の侵害に直接関わることで あるから、法律で指標を定めるべきである。法律で規定する際に は、指標の限度いっぱいまで防災従事者を被ばくさせてもよいとい う考えではなく、どのような場合でも被ばく低減に配慮することを 明記し、インフォームド・コンセントの措置と併せて規定すべきで ある。	原子力災害対策指針は、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災 害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科 学的、客観的判断を支援するために専門的・技術的事項等について定め るものです。改正案は、防災業務関係者の放射線防護対策を明確化する ものであり、何らかの法的な義務を課そうとするものではありません。

10	-		民間のバス会社(避難者用のバス)の運転手の被ばく限度は、自治体 とバス会社の協定等で 1mSv を設定している。指針でも、国の責任 を明確にして、バス会社の運転手の被ばく限度(放射線防護に係る指 標)は、1mSv を遵守するよう明記してください。	被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者に対しては、当該者の放射線防護の観点のみならず、住民等への防護措置の実施支援等、原子力災害対策の円滑な実施を確保できるよう、適切に放射線防護に係る指標を設定する必要があります。このことから、改正案では、人命救助等緊急やむを得ない場合を除き、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護に係る指標の設定において、平時の放射線業務従事者の線量限度を参考とすることが適切であることを示しています。
11	_	_	改正案では「放射線防護に係る指標」を書いています。そこでは、 法令の適用を受けない地方公共団体職員、バス会社等の民間事業 者、消防、警察、自衛隊等の「放射線防護に係る指標」として、そ れぞれの「組織が指標を定め」、法令で定められている「放射線業 務従事者の平時における被ばく限度を参考とすることを基本」とし ています。これは 50mSv を参考の基本にするということで、自治体 職員等の指標としては高すぎます。	No.10 の提出意見に対する考え方を参照ください。
第2	原子	力災智	書事前対策 (12)緊急事態応急対策に従事する者に対する原子力災害事前	前対策 ②防護装備等の整備
12	4	15	指定公共機関の位置づけが不明確である。防護装備等の整備主体が 明確化されている一方で、指定公共機関や地方指定公共機関につい ての記載がない。原案からは、民間事業者等の"等"に含まれるとい う解釈もできる。JR やNTT などの指定公共機関はそのような解釈 で問題ないかもしれないが、QST や JAEA などの指定公共機関の支 援活動においては、国、地方公共団体及び原子力事業者と同等の整 備を必要とするため、「国、地方公共団体及び原子力事業者」を 「国、地方公共団体、原子力事業者等」として、"等"で整備を必要 とする指定公共機関や地方指定公共機関を読めるようにしておくべ きではないか。	御意見を踏まえ、国、地方公共団体及び原子力事業者と同等の整備を必 要とする国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び国立研究開発法 人量子科学技術研究開発機構を対象に含める観点から、現行の原子力災 害対策指針において、「関係指定公共機関」初出部分を、「国立研究開発 法人日本原子力研究開発機構及び国立研究開発法人量子科学技術研究開 発機構(以下「関係指定公共機関」という。)」とするとともに、御指摘 の部分を「国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関」と 修正します。

第2	第2 原子力災害事前対策 (13)緊急事態応急対策に従事する者に対する教育及び訓練						
13	4	27	「緊急事態応急対策に従事する者」は「緊急事態応急対策に従事す る者等」としたほうがよい。同26行目の「緊急事態応急対策に従 事する者等」に対応して。	26 行目の「緊急事態応急対策に従事する者等」は、別表3頁目2行目の 「緊急時の初動対応を行う者」を含む総称として記載していますが、同 27 行目は、教育・訓練の主たる対象者として「緊急事態応急対策に従事 する者」を示しているため、必ずしも整合させる必要はないと考えてい ます。			
14	4	30	「教育及び訓練を受けることが重要である」について、重要なの は、「組織」が教育及び訓練を行うことではないのか。「組織」が教 育及び訓練を行えば「従事する者」がそれを受けるのは当たり前の ことだから。	重要と考えられるのは、結果として、緊急事態応急対策に従事する者が 必要な教育及び訓練を受けることであり、このために必要な措置とし て、組織が教育を実施する必要があることを規定する構成としていま す。			
15	4	31	「「安全文化」を醸成し、これを維持・向上していく」の主語は、 27 行目の「従事する者」ではなくて「組織」ではないのか?	御指摘のとおり、安全文化の醸成、維持・向上は組織として必要である ため、「組織の風土として」必要である旨の記載としています。			
16	5	7	「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量 子科学技術研究開発機構」は、指定公共機関を指定する内閣府告示 の記載順どおりに「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」のほうがよい。	研修コースを提供している指定公共機関の記載順は関連性を考慮したも のとしており、必ずしも指定公共機関を指定する内閣府告示の記載順と 整合させる必要はないと考えています。また、他の記載との平仄を合わ せ「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子 科学技術研究開発機構」を「関係指定公共機関」に修正します。			
17	_	_	インフォームド・コンセント(説明に基づく同意)が必要。緊急事態 応急対策に従事する者に対して教育及び訓練体制を整備することは 評価できるが、それらの者に対しては、ICRP 勧告 146 の規定に基 づき、インフォームド・コンセントを取り交わすべきである。同勧 告(107)項では、原子力施設内の特定の労働者に対し、「専用の緊急 チームに参加する訓練と準備を行い、そのようなチームの参加者 は、事故の場合の放射線リスクを十分に認識し、インフォームド・ コンセントを公式に取り交わさなければならない(Participants of such a team formally provide their informed consent)」と規定している。ま た、同勧告(109)項では、サイト外の対応者(消防、警察、バスの運	緊急事態応急対策を実施する組織と従業者の関係は、職務命令の履行に 係る法的な規定が異なる場合があるなど一様ではないことから、指針に おいて従業者による同意の必要性について一律に記載していません。な お、改正案では、緊急事態応急対策に従事する者に対しては、事前に、 業務内容、放射線防護に係る指標、自らの防護措置等を教育することが 必要であるとしています。			

			転手など)に対しても「放射線を扱う準備と訓練を受ける必要があ り、インフォームド・コンセントを取り交わした上で、了解の元に 介入する必要がある(These responders should intervene knowingly and with informed consent)」と規定している。今回の指針改正において も、防災業務関係者と管理者の間で、インフォームド・コンセント を取り交わすことを規定すべきである。 被ばくを伴う業務では、拒否する権利があることを伝えた上で、本 人の意思を尊重する必要があることを改正案に明記するべきです。	
		<b>1</b>	な急対策 (5)防護措置及びその他の必要な措置 ⑧緊急事態応急対策に従	
18	5	24	タイベック着用等の防護措置は、UPZ 内の業務に限るべきではあり ません。UPZ 外での避難退域時検査等でも、タイベック着用等の防 護措置が必要なことを明記するべきです。改正案では、UPZ 内(原 子力災害対策重点区域内)の屋外等の被ばくの可能性のある従事者に 限って、防護装備や安定ヨウ素剤の服用等の必要性を新たに追加し ています。「原子力災害対策重点区域の屋外等の被ばくの可能性が ある環境下で緊急事態応急対策に従事する者は、事態の進展に応 じ、原子力災害対策本部から出される指示に従って、防護装備を携 行・装着し、安定ヨウ素剤を服用するとともに、・・」(5 頁上段、 第 3(5)8 番の 2 段落目)しかし例えば、自治体職員は避難退域時検査 の業務にあたります。この検査は、基本的に UPZ を少し出た地域 の公園等で行われます。車両の検査では、UPZ 内から避難する汚染 された車両を検査するため、車両に付着している放射性物質が飛散 し、職員が被ばくする危険があります。これら UPZ 外の業務に従 事する自治体職員等も「防護装備を携行・装着し、安定ヨウ素剤の 服用」等の対象とするべきです。そのことを指針に明記する必要が あります。	外」を「被ばくの可能性がある環境」の代表例として示していますが、

19	5	24	「原子力災害対策重点区域の屋外等の被ばくの可能性がある環境下 で」を「原子力災害対策重点区域及び、放射線防護に係る指標を踏 まえ被ばくの可能性のある環境下で」に修正すべき。	「原子力災害対策重点区域の屋外」は、あくまで「被ばくの可能性があ る環境」の代表例であり、改正案は、防護装備の装着等の対象を原子力 災害対策重点区域内で活動する者に限定するものではありません。
20	5	33	被ばく線量をできる限り少なくするため、組織による「被ばく線量 を管理」をあげている。オフサイトの防災業務関係者の安全確保に 関する検討会報告書(平成28年1月5日)」の7頁及び13頁によれ ば、被ばく低減のため「事前の作業計画による作業の工程管理」の 必要性に言及している。組織の役割として、被ばく低減のための作 業工程管理にも言及すべきではないか。もし、「被ばく線量を管 理」に作業工程管理をも含めているとするなら、それがわかるよう に記載すべきである。	改正案では、原子力災害事前対策において、被ばくの可能性がある環境 下で緊急事態応急対策に従事する者が属する組織が、当該者の活動内容 に応じて放射線防護に係る指標を定めることとしており、この過程で業 務の計画が考慮されるものと考えています。その上で、緊急事態応急対 策においては、同指標等を踏まえつつ、原子力災害対策本部等による指 示等に従うこと、被ばく線量を管理すること等によって、被ばくの可能 性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量をできる 限り少なくするように努めることとしています。
21	5	33	現行指針にある「ホールボディカウンターによる内部被ばく測定」 が削除されています。指針改正案でも復活させるべきです。現行指 針では、「ホールボディカウンターによる内部被ばく測定を行うこ と等が必要である」と書かれています(「第3(5)8番防災業務関係者 の防護措置」(5頁下段))。しかし、改正案ではこれが削除され、「必 要に応じて、当該者に医師による健康診断を受けさせるなど、健康 管理に配慮しなければならない」という一般的な記述になってしま っています(5頁上段)。防災業務関係者の安全と健康を守るため、 現行指針の当該部分を復活させるべきです。	緊急事態応急対策に従事する者の活動の態様は多岐にわたり、被ばくの 有無や程度も多様であると考えられます。ホールボディカウンタによる 測定は、実施した活動等から内部被ばくの可能性がある場合に実施され るべきものであり、活動内容等に依らず一律に求めるべきものではない こと、また、測定自体を目的とするものではなく、被ばく線量の把握や 健康管理等における手法の一つとして必要に応じて実施すべきものであ ることから、個別に明示する必要はないと考えています。
22	5	36	「民間事業者等に緊急事態応急対策の実施を要請した組織は、当該 民間事業者等が実施する被ばく線量の管理や健康管理について必要 な支援を行わなければならない。」を「当該民間事業者等が、被ば く線量の管理や健康管理を行うように責任を持ち、それに必要な支 援を行わなければならない。」に修正すべき。	労働条件や安全衛生の確保については、原則として雇用主がその責任を 負うとされています。従って、緊急事態応急対策に従事する者が属する 組織が、同対策に従事する者の被ばく線量を管理し、必要に応じて業務 実施後の健康管理に配慮すべきと考えています。

第5	第5 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策					
23	6	8	「平成二十四年十一月七日」は「平成24年11月7日」の誤記では 改正案は、官報掲載に使用する様式に基づくものであるため、誤記			
			ないか?	ありません。		
24	6	9	「六十四条の二第一項」は「64条の2第1項」の誤記ではないか?	同上		
25	6	25	「放射線被ばく」は、他の箇所の例と同様に「被ばく」のほうがよい。(他の箇所と異なり、ここだけにあえて「放射線」を記載する 必要があるのか?)	他の記載との平仄を合わせ「放射線被ばく」を「被ばく」に修正しま す。		
26	7	31	「一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉」は「1号炉、2号炉、3号炉 及び4号炉」の誤記ではないか?	改正案は、官報掲載に使用する様式に基づくものであるため、誤記では ありません。		

別紙2

○原子力規制委員会告示第 号
原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災
害対策指針(平成三十年原子力規制委員会告示第八号)の一部を次のように改正し、令和 年 月
日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき公表する。
令和 年 月 日
原子力規制委員会委員長 更田 豊志
別表の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し
た部分のように改めること。
二 条項番号その他の標記部分(以下単に「標記部分」という。)に二重傍線を付した規定を改正前欄及
び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改
正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。
三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記

部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移
動すること。
四 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応する
ものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。
表2中「東京電力株式会社」を「東京電力ホールディングス株式会社」に改める。
※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

また、被ばくの可能性がある環境下での作業であることを「罒」	各設(9)	子力事業者による緊急時モニタリングを支援する。 関」という。)は専門機関として国、地方公共団体及び原発法人量子科学技術研究開発機構(以下「関係指定公共機不能、人員子科学技術研究開発機構(以下「関係指定公共開発法人員本原子力研究開発機構及び国立研究開発たしながら、連携し、必要に応じて補い合う。また、 緊急時モニタリングの実施に当たっては、国、地方公共 ② 国、地方公共団体及び原子力事業者の役割	<ul> <li>材対す把濃放況時へ実射 緊&lt;原</li> <li>「</li> <li>「</li> <li>幣</li> <li>客</li> <li></li> <li></li></ul>	改 正 後	別表 原子力災害対策指針の一部改正に関する表
また	(10) [7] [3] [3] [9] [9] [6] [6] [6] [6] [6] [7] [7] [7] [7] [9] [7] [9] [7] [9] [7] [9] [6] [7] [7] [9] [7] [7] [7] [7] [7] [7] [7] [7] [7] [7	② 原 関を 団	第2 (6) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	改 正 前	

- 13 -

		(12)(11)
	すや被標に受にそあ わ `る防	緊口口處
	るむばの当け係のるこのそ緊止緊放	急略略した
、態な従るが、じ急は、護考	者をく設たてる活環れ定の急規急射	手 /こ
防応整事場あ、た事、地装と	の得限定り緊指動境らめ者作則事線	態 防
護急備す合る輸防態自方偏す	被な度に、急標内下のるが業(態防	応護
装対をるに。送護応ら公等る	ばいを当必事を容で法値受に昭応護	急資料
備策行者は民手装急の共の	く活参た要態定に緊令をけ従和急に	対 機
をがわが、間段備対組団整	限動考っに応め応急の超る事四対係	策材
貸的な防当事及(策織体備	度にとて応急るじ事適え線す十策る	にの声
与確け護該業び直にに	(従すはじ対もて態用な量る七に指	従 整
すかれ装要者連読従属水	特事る、て策の、応をいが者年従標	事備
るつば備請等絡式事し	例すこ放、をと当急受よ各に労事	す が ど
な円な等をに手個す、原	緊ると射要実す該対けう法つ働す	, る 者 要
ど滑らを行緊段人る被子	急場を線請施る者策ずに合い省る	
のにな速う急を線者ば力	被合其業をす。がに、しずて会者	にであ
措行いや組事あ量にく事	はたい。 なければならない。 なければならない。 なければならない。 なければならない。 なければならない。 なければならない。 なければならない。 ならののので、 ないので、	に対する
置わ。か織態ら計つの業	く限と従う場おす事つけ定当四う	7 0
をれ原には応か、い可者	限りし事組合、るす、れて該十ち	る
講る子利、急じ防て能及	度、、者織に当組る被なる者一、	原
じよ力用緊対め護、性び	を緊人のとは該織者ばら被が号電	子
なう事で急策整マそが関	含急命平協、組がにくなば属)離	力
け、業き事の備スのあ係	ま作救時議指織放つのいくす等放	災
れ必者る態実しク活る指		害
ば要はよ応施て `動環 <mark>定</mark>	いに等おるの要線て能 康組規線	事
なに、う急をお防内境公	。従緊け。設請防は性 に織定障	前
ら応緊 、対要く護容下 <mark>共</mark>	)事急る指定を護 `が 催はす害	対
		(11)

(急活動を実施するための者の防	[加 加 え る。] [同上]	護装備の整備が必要である。	動する防災業務関係者等の救	整備が必要である。特に、こ
動を実施するための者の				の 資
実施するための者の			動	機
(施するための者の				材の
するための者の			~ ~	の中
るための者の				に
め 染 地 域 で			る	は
の 地 域 で			-	汚
。 者 の で			ര) ന	栄抽
の で 防 活			者	- 63
防活			$\mathcal{O}$	で
			防	活

点区域の屋外等の被ばくの可能性がする。	標を踏まえ、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応しい。つく被はく限度又はあらかじめ定めた放射線防護に係るして、被	第一次前には一次の一次の一次の一次では「Marting」で、「「「Anderson」」である。 緊急事態応急対策に従事する者の防護措置(8)		びその他の必要な措置 (5)防	(4) 略] [1) [1) [1) [1) [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1]	急事態に急対策 「略」	とが有効である。における緊急事態への対応や他国での実施体制等を	災に係る研修コースを活用することや原子力災害以	<u>法人量子科学技術研究開発機構)</u> が実施している原子力	<u>事文研究,開発法人口本東子力研究,開発機構、, 軍文研究,開</u> 急, 育についてに 国 地力公共団体及て関係推定公共機関 ニ	、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	は原子力施設においては現場の職員全てに対して、緊急	当たる組織は司対芯を行う者に対して、時こ、原子力事業―― れら措置等を教育する必要がある。また、緊急時の初動対応に―― 置に	、任務内容、手順、放射線防護に係る指標、自らの防護て	事態応急対策に従事する者に対して、それぞれの責任範一容野急悪魚が急が登しれます? ネスルマン 糸絲レーン ロ野	急事態な急対策こ従事する者が属する狙離は、その緊	を醸成し、これを維持・向上していく必要がある。 れを	た、教育及び訓練を通じて、組織の風土として「安全文  訓練書文第に関する教育及て訓練を受けることか重要である  する	いたまで見てい故事なが川東いまたのでであり、原子」 にしつつ自らの業務に習熟することが必要であり、原子」 らの	対策に従事する者は、常時、各種の緊急対応の発生  業務 「シークジョンクシークシーク」 「シークシーク」 「シーク」 「シークシーク」 「シーク」 「シークシーク」 「シークシーク」 「シークシーク」 「シークシーク」 「シークシーク」 「シークシーク」 「シーク」 「シークシーク」 「シーク」 「シークシーク」 「シークシー」 「シークシーク」 「シークシーク」 「シークシーク」 「シークシーク」 「シークシーク」 「シークシーク」 「シークシーク」 「シーク」 「シークシーク」 「シークシー」 「シークシーク」 「シークシーク」 「シークシーク」 「シークシーク」 「シークシー」 「シークシーク」 「シークシーー」 「シークシーー」 「シークシー」 「シークシーー」 「シークシーー」 「シークシーー」 「シークシーー」 「シークシーー」 「シークシー」 「シークシーー」 「シークシーー」 「シークシーー」 「シークシーー」 「シークシー」 「シークシーー」 「シークシーー」 「シークシーー」 「シーーー」 「シーーーーーー 「シーーーーー」 「シーーーー」 「シーーーーーー」	子力災害対策と日骨いつ宜効こ尾値けるとめこよ、緊急	
もに、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用させること、フィルタ並びに必要な保護衣を十分な数量を配布するメータ等)、被ばくを低減するための防護マスク及び	的には、直読式個人線量計(ポケット線量計、アが予想されることを踏まえた防護措置が必要であ	業務関係者については、安全を確保し、ある程度業務関係者の防護措置	」 「同上」 」	及	同上]魚	<b>事 53 14 35 14 16</b> 同上]				態への対応や他国での実施体制等を学ぶことが有効スを注用することや原子ナ災害以外の分野における	係指定公共機関が実施している原子力防災に係る研	機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	の教育こついては、国立研究開発去人日本原子力研究関する対応手順を教えることが必要である。また、こ	現場の職員全てに、緊急事態の通報及びそれに伴う	手順等を理解させ、特に、原子力発電所施設等にお ジョネ科語住主に方・・・ホンオに責任確し。 作科	災業務関系者こ対して、それぞれの責壬範囲、壬麥育	持・向上していく必要がある。	通じて、組織の風土として「安全文化」を醸成し、音及て訓練を行うことか重要である。また。教育及	育女が川東 http://www.allen.com/allen.com/allen.com/allen.com/allen.com/allen.com/allen.com/allen.com/allen.com/alle	係者は、常時、各種の緊急対応の発生を想定した。	「いた」では、「ないた」では、「、」」では、「、」」では、「、」、「、」、「、」、「、」、「、」、「、」、「、」、「、」、「、」、「、	

- 15 -

該でに異当確 特き放な該調 定ず出り特し	に係る属子力災害×係	その見てで緊急事態応急対策に従事する者は、事態の進展 で見ったした。
当該特定原子力施設の現状を踏まえて合理的に想定した場合にはできず、あるいは放射性物質が放出される新たな緊急事態を外に放出される新たな緊急事態の発生を合理的に想定することは異なり、その内包する放射性物質が著しく異常な水準で敷地当該特定原子力施設の現状は、他の実用発電用原子炉施設と	*第 *** *** *** *** *** *** ***	

(2)											()	1)つ	に	力	をし	こ第	設	お
その	•	•	•	こ 階!	緊施	な	を発	亅堿	時し	ノ周						見 2		
の周東緊	┐避全(	の民施	す、警	とに	急設	る当	講生	で	立た	こ辺								る
準辺京急助	各を面住	主等設	る避戒略	がお	事の	よ該	ずし	は	入区	えの	京急	き 毛	て	に	にっ	ナ原	合	住
備区電事	┘開緊」	民の敷	°難事└	適い	態場	う特	るた	:住	が填	戓 —	電	事 面	適	係	適る	る子	ج .	民
を域力態	始急	等退地	指態	当て														
行にホ区		の去緊	示	でい														
うお丨分	る態	室を急	区 避	あ事	断同	た子	がに	: 帰	れヿ	下域	13	うの	れ	子	る多	淃 害	て	受
必いルを	ļ	<b>勺開事</b>		る態	し様	な力	あは											
要てデ判		退始態	に指	°の	`に	緊施	る	`l	い暹	産は	デて	ブお	原	災	と月	<b>目</b> 前	i分	る
が、イ断		壁す	一示			急設	Č	. 生	る冀	推今	イダ	終り	子	害	は原	亰 対	.小	妝
あ住ンす	指	をる避	時区			事に	う	活	一打	旨な	ンズ	まと	力	対	適-	子策	さ	射
る民グる	示力	隼と難				態お	L	を	方词	下お	グ問	守す	災	策	切火	戸一	い	瀑
新等ス基	区1	備と指	入へ			がい	た	再	でD	え 避	スト	こ つ 悪 テ	害	と	で方	奄 及	. Ł	被
たの株準	域	すも示				発て、	马	開	, 近	<b></b>	株画	冉 ド し	対	L	な言	役び	(の	ば
な防式		るに区	L —			生、	,状	: L	既「	- 指	林式会社	ィン	策	て	いい	<u></u>	<u>ب</u> ک	$\leq$
緊護会	な	、域				し住	を	て	にと	: 不	会	、// そ	$\mathcal{O}$	は、	° (۶	糸 第	な	は
急措社	い	避に	い立			た民	~ ~	い	避し	<u>ヽガ</u> ゝ	社ら	こ週方初	基		こそ	$\frac{5}{2}$ 3	3	他
事置福	区	難一	る入			場等			難	)継	福言	び 更 で	本		の厚		2,	
態を島	域	指時				合の			指	が	高調	音あ	нэ			子緊		
を実第	の	示立	民中			に防			示し		- X I E	<b>H</b> 7	11	発電	めり	力急	いか	用
判施一	住	区入	等止			は護			がて			- C				炎 事 末 部		
断し原	民	域を	のす			) 措 他			解に							害 態		電田
す、子 るあ力	等	でし	退る 去と			他置のが			除信							対応 策急		
るの刀 基る発	の 屋	なていい	云と	- /	<u> </u>	のが原必			さ わ 等							れ 忌 の 対		
奉る充 準い電	) 四 四	レン区る	を と 準 も			<b></b>			<i>れ</i> ₹ たの							の対全策		
平い し とは 所	退	「」」は「」」では、「」」、」、「」」では、「」」、」、」、」、」、」、」、」、」、」、」、」、」、」、」、」、」、」、				丁安力と			区-				_			上		
こであり	匹	蚁江		<i>∽</i> .		/		11-	ĽР-	)	ル		$\cup$	叹	1 1	11)		,加巴

(2)(1) つに力をに第設お ・・・・・ る段て力と 踏い避住 避は つつ施一規2のけ を全住 民施る 、警「こ階緊施な当まる難制難今東 緊 、い設律定 場る 開面民の設 。避戒同とに急設る該え 。指限指な京急当てににす原合周 始緊の退敷 難事上がお事のよ特た新示区示お電事面適係適る子と辺 がて、 東緊 あ る住京急同開面民の設 新民電事上始緊の退敷 たの力態 □す急屋去地 指態」適い態場う定適たが域区避力態 用る用実力比住 る事内を緊 な防株区 当てを合な原切な解で域難株区次さ原す用災べ民 示 で、判と新子な緊除は「指式分のれ子る発害てがあ事断同た力防急さ住と示会及とる力に電事十受 緊護式分 態退開急 区避 避始事 急措会 を 域難 ⇒ 野町同た刀の急さ住と示会々とる力こ電事十受 な施護事れ民いが社びお原災と用前分け 。のすし様な施護事れ民いが社びお原災と用前分け 。の、急に置が区一。。続島急と力対適子策は原対小る 進放、急に置が区一。。続島急した対切炉」い射 に、急にを発域時、うき第にる害とで施及も射 に物特がてずしは入うな設で「たが原生間必場民行調的」。 事置社判 をす態 避 に指 避難指示区域 するとともに のるとともに 態を福断 一示 を実島す 時区 判施第る 立域 断し一基す、原準 入へ をの 域 に示 <u>`</u>ष るあ子 で \_\_\_\_ L し賀 定発 シ た 住 か ち お 子 , こ 策 て い に 「 と 響 た が 原 生 周 必 場 民 行 避 う か の は 。係 第 な は う か か の は 。係 第 な は 、発 防 切 本 実 の 原 と 思 が た は 還 て 新 り 力 さ 適 基 、 こ る 3 る 他 に 出 力 た 住 か に 帰 れ 指 っ て 新 切 本 実 の 原 と 思 な 基る力 て時 避域 準い発 難に い立 5 指一 る入 とは電 区 しそ所 域 示時 住を は <sup>(∞</sup> へ 小 ) 川 (☆ ) 的 用 た 子 緊 と 実 、しい解し周 <sup>(−</sup>) む 枠 発 め 力 急 か 用 こ 生 る 除 た 辺 <sup>(−</sup>) 。組 電 、災 事 ら 発 う 活 - <sup>(−)</sup> (<sup>−</sup>) <sup>(−)</sup> <sup>(−)</sup> る。 民中 てのの なれ設合の  $\mathcal{O}$ 区立 、 、 準 周 住 民 域入 の止 防るのに防 い退去を準備 でを 護前状は護 措の態、措 原備辺  $\mathcal{O}$ なし しを方備域一 を原該対応本用 子を区 た再で区(部現開、域以区 屋 いて 力行域 置初を他置 基子特策急指原 規うに 礎炉定の対針子 内 区い を期踏のが 制必お 退 域る 備も 講対ま原必 状し既や下域 と施原全策中炉 避 の住 ず応え子要 をてに居 委要い すに し設子部し 「施 ーで

	3	2	① 発 し
係燃燃規集の合め、福一に6炉1ン型	る所。今場設号会	炉所	所電て
る料料制合みしの3島実照第の号グ軽原	原基に東 1合 炉社本	及に東	「に東所、
原貯集委体照な施号第用射1運炉ス水-	子準設京 ・を使、福指	び設京	略設京の原
子蔵合員が射い設炉一発済項転、株炉炸	戸 置電 か除用3島針	四置電	一置電現子
炉槽体会十済も、及原電燃第等2式。	の さ力 らく済号第中	号さ力	さ力状力
の内がが分燃の炉び子用料4の号会実料	犬 れホ 8 °燃炉一 、	炉れホ	れホを規
運に存定な料に規4力原集号た炉社用館	態 る   ・ )料及原表	にる1	る 踏制
転の在め期集限法号発子合のめ、福発し			原ルま委
等みした間合る第炉電炉体基の3島電师	芯 子デ で又蔵4カの	る子デ	一子デえ員
の照なもに体。43を所へが準施号第用し		基炉イ	炉イ、会
た射いのわが ~ 条除原東存に設炉一の~	て 施ン 掲「内炉電6	準施ン	施ン次が
め済施及た存でのく子京在適へ及原も	、 設グ げ9にに所 ・	設 グ	設グの示
の燃設びり在あ3 °炉電し合当び子のス		のス	のスとす
施料以使冷すっのご施力なし該4カに打		う 株	全株おE
設集外用却るて6に設ホいな施号発限金		ち式	- K L 号式 L A
○合の済さ施、第係の□場い設炉電り□		`会	~ 까 숲! 득 L
実体も燃れ設使1るうル合場がを所、	、 五社 除の料炉設ホ	一社	に社すの係ってい
用がの料たで用項原ちデを合炉除原東		号福	ァ 1田 ○ 1千
発存」貯もあ済第子、イ除又規く子京		炉島	る島 組
電在、蔵のっ燃4炉1ンくは法。炉電の		、第	る島 基第 本
用す「槽とて料号の号グ」。原第一施力	「 びー 」のが等、イ	$\overrightarrow{}$	$ \rightarrow 0$
原る7内し照貯の運炉ス) 子43に設ホ		号原	原内
子原にて射蔵基転、株一炉条係の1	・ 号子 適め在た号グ	炉子	子容
炉子使照原済槽準等2式、容のるうル		〕力	力は、
に 炉用射子燃内にの号会 一器3原ちデ 服		三発	発 _
係に済済力料に適た炉社5内の子、イス	k 係電 る設い施2式	号電	電 同

	3		2	①え員
実体も燃れ設使1るう炉体基の3島型	子	で又蔵4カ る	5子	子 `会
用がの料たで用項原ち、が準施号第軽原	炉 東	には槽号発本基	も 炉 東	「炉東次が
発存」貯もあ済第子、東存に設炉一水子	施京	揭「内炉電指導	<b>単施</b> 京	同施京の示
電在、蔵のっ燃4炉1京在適へ及原炉炉	設電	げ9にに所針	設電	上設電とす
用す「槽とて料号の号電し合当び子」の	の力	る ・照係原中	の力	<sup>凵</sup> の力おE
原る7内し照貯の運炉力なし該4力実状	う株	も原射る子 、	う株	全株りA
子原 にて射蔵基転 、株いな施号発用態	ち式	の子済原炉表	ち式	号式とL
炉子使照原済槽準等2式場い設炉電発に	、会	を炉燃子施2	`会	炉会すの
に炉用射子燃内にの号会合場がを所電応	五社	除の料炉設の	一社	に社る枠
係に済済力料に適た炉社を合炉除原用じ	号福	く運集のの「	号福	係福。組
る係燃燃規集の合め、福除又規く子のて	炉島	転合運う6	炉島	る島 み
もる料料制合みしの3島くは法。炉も、	及第	等体転ち ・	、第	基第の
の原貯集委体照な施号第。原第)施の本	びー	をのが等、東		华一 内
に子蔵合員が射い設炉一)子43に設に指	六原	· 値た存の1京	号原	原容
あ炉槽体会十済も、及原」炉条係の限針	万 ユ	用め在た号電	炉子	子 は
っの内がが分燃の炉び子 `容のるうり中	「炉力」	すのしめ炉力	、力	力、
て運に存定な料に規4力「器3原ち、、	( <u> </u>	る。施なの、株	三発	発 同
は転の在め期集限法号発5内の子、東表	が電	設い施2式	号電	電発
、等みした間合る第炉電 に6 炉 1 京 2	る所	⟨場設号会	炉所	所 電
炉の照なもに体。43を所実照第の号電の	る所進行	1合、炉社	及に	に 所
規た射いのわか ~ 条 除 原 用 射 1 連 炉 力   「	一設	・を使、福	び設	設の
法め済施及た存でのく子発済項転 `株1	置	か除用3島	四 置	置現
第の燃設びり在あ3 °炉電燃第等2式	さ	らく済号第	号さ	さ 状
43施料以使冷すっの)施用料4の号会沸	れ	8 。燃炉一	炉れ	れを
条設集外用却るて6に設原集号た炉社騰	る	·)料及原	にる	る 踏
の(合の済さ施、第係の子合のめ、福水	原	ま느貯び子	係原	原ま

備考 表中の [ ]の記載は注記である。	<ul> <li>(5) 定原</li> <li>(5) 定原</li> <li>(5) 原子</li> <li>(5) 炉</li> <li>(5) 原子</li> <li>(5) 炉</li> <li>(5) 定</li> <li>(5) 定</li> <li>(7) こ</li> <li>(7) 定</li> <li>(7) 20 (2)</li></ul>	害対策重点区域 「「「「「「」」を適用する。 「「」」を適用する。 「」、」、「」、」、「」、」、「」、「」、「」、」、「」、「」、」、「」、」
	<ul> <li>(5)特用重施お同 定原篤設、上</li> <li>同原子なの当</li> <li>上子炉確現該</li> </ul>	力る設た間、6

- 19 -

#### ╶└╶╴╴

資料2

参考

# 「 原子力災害対策指針の改正案(防災業務関係者の放射線防護対策等)

#### 及び意見募集の実施

令和4年4月20日 原子力規制庁

#### 1. 趣旨

本議題は、原子カ災害対策指針(以下「指針」という。)の改正案及び意見募集の実施の 了承について諮るものである。

#### 2. 経緯

令和4年3月30日の第75回原子力規制委員会において、防災業務関係者の放射線防護 対策に係る指針の記載の充実に向けた事務局としての考え方について議論頂き、指針改正の 作業を進めることが了承された(参考1参照)。

また、避難指示区域の見直し状況等を踏まえ(参考2参照)、東京電力ホールディングス 株式会社福島第一原子力発電所の原子力災害対策に係る指針の記載の適正化を行う。

これらの議論及び関係機関から得た防災業務関係者に係る意見を踏まえ、指針の改正案を 別紙のとおり作成した。

3. 指針の改正案

以下に示す記載の充実化等のため、別紙に示す指針の改正案を了承いただきたい。

- (1) 防災業務関係者の放射線防護対策
  - ・
     か射線防護対策の対象とする防災業務関係者の明確化
  - 被ばく線量管理及び健康管理
  - 放射線防護に係る指標
  - 防護装備の整備要件等
- (2) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策
  - 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故における避難指示解除準備区域及び居 住制限区域の避難指示が全て解除されたことに伴い、これらの区域に係る記載を削除 し、避難指示区域に住民以外が立ち入ることを考慮して「住民」を「住民等」に改め る。
  - 東京電力ホールディングス株式会社への社名変更を反映する。

|4.意見募集の実施|

別紙に示す指針の改正案について、行政手続法に基づく意見募集を実施することを了承い ただきたい。

▶ 実施期間: 令和4年4月21日から30日間

▶実施方法:電子政府の総合窓口(e-Gov)/郵送 FAX

# - 20 -

5. 今後の予定

- 指針の改正の決定について原子力規制委員会に付議
- 指針改正の公布(官報掲載):上記の原子力規制委員会決定後速やかに実施

#### <資料一覧>

- 別紙「原子力災害対策指針」の改正案
- 参考1 原子力災害対策指針にあたっての考え方の整理(防災業務関係者の放射線防護対策に関する記載の充実)(令和4年3月30日第75回原子力規制委員会資料5)
- 参考2 避難指示区域の概念図(2020年3月10日時点)
- 注) 令和4年4月20日の第5回原子力規制委員会での議論を受け、別紙における「別表 原子力災害対策指針の一部改正に関する表」において修正(修正箇所を朱書きで示す)

別紙

<ul> <li>○原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災 「「「」」」」」     <li>「「」」」</li> <li>「」、条項番号その他の標記部分(以下単に「標記部分」という。)に二重傍線を付した規定を改正前欄及</li> <li>「」、条項番号その他の標記部分(以下単に「標記部分」という。)に二重傍線を付した規定を改正前欄及</li> <li>二、条項番号その他の標記部分(以下単に「標記部分」という。)に二重傍線を付した規定を改正前欄及</li> <li>二、条項番号その他の標記部分(以下単に「標記部分」という。)に二重傍線を付した規定を改正前欄及</li> <li>二、条項番号その他の標記部分(以下単に「標記部分」という。)に二重傍線を付した規定を改正前欄及</li> <li>二、条項番号その他の標記部分(以下単に「標記部分」という。)に二重傍線を付した規定を改正前欄及</li> <li>二、条項番号その他の標記部分(以下単に「標記部分」という。)に二重傍線を付した規定を改正前欄及</li> <li>二、条項番号その他の標記部分(以下単に「標記部分」という。)に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。</li> </li></ul>
策指針(平成三十年原子力規制委員会告示第八号)の一部を次のように改正し、令和(年)
ら適用することとしたので、
和 年 月
子力規制委員会委員長 更田 豊
表の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとお
正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する
部 分
項番号その他の標記部分(以下単に「標記部分」という。)に二重傍線を付した規定を改正前欄
改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、
前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改め
三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記

- 22 -

部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移
動すること。
四 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応する
ものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。
<b>表2</b> 中「東京電力株式会社」を「東京電力ホールディングス株式会社」に改める。
※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

- (別紙1)-2 -

- 23 -

防止規則(昭和四十七年労働省令第四十一号)等に規 緊急事態応急対策に従事する者のうち、電離放射線① 放射線防護に係る指標	緊急事態応急対策に従事する者に対する原子力災害[略]	考慮した防護資機材の整備が必要である。また、被ばくの可能性がある環境下での作業であることを〔略〕	<ul> <li>⑤ 略」</li> <li>⑤ 略」</li> <li>⑤ 略」</li> <li>⑥ 略」</li> <li>○ とが重要である。それらは、原子力災害によるに、弊間的・空間的に進続した数射線量率、大気中の放射性物質による空間放射線量率、大気中の放射性物質による空間放射線量率、大気中の放射性物質による空間放射線量率においては、周辺に実施する者の防護措置を適切に実施するそのため、同び原子力災害による住民等や緊急事前対策</li> </ul>	改 正 後	別表 原子力災害対策指針の一部改正に関する表
定 す 害	る。〕 同上〕 同上] 「上」の整備が必要である。	動ける方災約為過系者等の效急舌動と尾海けるとりの針整備が必要である。特に、この資機材の中には汚染地域また、放射線の影響下での作業であるための防護資機:[同上] [同上] [同上] [同上] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1	判応公じ質境線緊環置境 断急表てのの状急境の放          第急表てのの状急境の放         (6) 2         (7) 0         ○ 0         5 ② 0         ○ 0         5 ② 0         5 ○ 0         6         5 ○ 0         5 ○ 0         5 ○ 0         5 ○ 0         5 ○ 0         5 ○ 0         5 ○ 0         5 ○ 0         5 ○ 0         5 ○ 0         6         6         6         6         7         7         7         7         7         7        6 <tr< td=""><td>改 正 前</td><td></td></tr<>	改 正 前	

- (別紙1)-3 -

- 24 -

(13)		
① 化 ゜カを事	2	
急 「「ま災想態原緊る	っつば備請等絡式事し を	すや被標に受にそあ にる
事緊教略をた害定応子急な	:円な等をに手個す `国防参	るむばの当け係のるこ従緊
態急育」醸、対し急力事と	「滑らを行緊段人る被、護考	者をく設たてる活環れわ急
応事 成教策つ対災態の	)にな速う急を線者ば地装と	の得限定り緊指動境らな作
急態し育につ策害応措	行いや組事あ量にく方備す	被な度に、急標内下のけ業
対応 、及関自に対急置	わ。か織態ら計つの公等る	ばいを当必事を容で法れに
策急 こびすら従策対を	れ原には応か `い可共の °	く活参た要態定に緊令ば従
に対 れ 訓 る の 事 を 策 講	る子利、急じ防て能団整	限動考っに応め応急のな事
従策 を 練教業 す 円 に じ	よ力用緊対め護、性体備	度にとて応急るじ事適らす
事に 維を育務る滑従な	う事で急策整マそが及	→従すはじ対もて態用なる
す従 持通及に者か事け	、業き事の備スのあび	特事る、て策の、応をい者
る車 ・ドバ翌けつすれ	小 ( ) 去 る 能 宇   カ 汗 ろ 佰	例すこ放、をと当急受。は
者す 回て訓塾、有るは	、要はよ応施て、動環子	緊ると射要実す該対け、、
	、 に 、 う 刍 を お 防 内 措 力	急場を線請施る者策ず 各
対者 し組をろ時に等り	の広竪 、対要く護容下事	被合基業をす。がに、 法
- しが - しん (金) にん	・ Ľ 刍 必 箫 詰 必 衣 に で 業	ばに本務行るな属従か 令
て属 いのけと各施べい	て事要にす要等応緊者	く限と従う場おす事つ で
、す く 風 ス が 種 す す	、態な従るがごじ急は	限りし事組合、るす、 規
そろ ビート以のろう	防応整事場あ、た事、	度、、者織に当組る被 定
れ組 要とと要緊た素	護急備す合る輸防態自	を緊人のとは該織者ば す
ご雄 かしがで与め月	装対をるに。送護応ら	含急命平協 `組がにく る
れは あて重あ対にび	備策行者は民手装急の	ま作救時議指織放つの 被
	をがわが、間段備対組	な業助にす標が射い可 ば
まて ゆっこの 別	貸的な防当事及、策織	いに等おるの要線て能 く
頃で 任の 全 あ 原発緊 第 本 の 線	与確け護該業び直にに	。従緊け。設請防は性限
範緊 文る子生急	すかれ装要者連読従属	)事急る指定を護 `が 度

										(12)
		(1)		れ	訓	す	6	業		
容			_	を	練	る	$\mathcal{O}$	務	原	防
`	防	教	司	維	を	教	業	関	子	災
手	災	育	Ŀ	持	通	育	務	係	力	業
順	業			•	Ľ	及	に	者	災	務
等	務			向				は		関
を	関			Ŀ	`			`		係
理	係			L	組					者
解					織					等
さ				い		行				に
せ				<	風			各		対
	Ĺ			必	+	۲.	が	秝	か	す
特				要	L	F	必	$\mathcal{O}$	$\sim$	る
に	`			11-	L	が	要	緊	有	教
`	そ			あ	て	重	で	急	効	肎
原	れ			る				対		及
子	ぞ			0	芽	7	n	広	宔	び
力	れ				全	あ	`	デロ・ の	施	訓
発					文	ろ	原	発	す	練
電	責							生		
所					Ľ.	ま	力	を	た	
施	· ·				を	た	災	想	$\mathfrak{B}$	
設					醸			定		
等					成	教	対	U	は	
	任					育		0	``	
お	務				`		に	っ	防	
$\langle v \rangle$	内				Ĺ				災	

- (別紙1)-4-

指示区域」という。)のうち避難指示解除準備区域や	区域(以下「避難指示区域」という。)では住民等の
今なお避難指示が継続されており、	「辺の一部区域では今なお避難指示が継続されており
東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺の一部区域	東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電
緊急事態区分及び緊急時に講ずべき	緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防
つ、当面、次のとおりとすることが適切である。	つ、当面、次のとおりとすることが適切である。
ついて適用される原子力災害対策の基本的枠組みを基礎と	ついて適用される原子力災害対策の基本的枠組みを基礎と
施設に係る原子力災害対策としては、実用発電用原子炉施	施設に係る原子力災害対策としては、実用発電用原子炉施
一律に適用することは適切でない。このため、当該特定原	一律に適用することは適切でない。このため、当該特定原
規定する実用発電用原子炉施設に係る原子力災害対策の全	規定する実用発電用原子炉施設に係る原子力災害対策の全
2 原子力災害事前対策」及び「第3 緊急事態応急対策	2 原子力災害事前対策」及び「第3 緊急事態応急対策
の場合と比べて十分小さいものとなることから、本指針中	の場合と比べて十分小さいものとなることから、本指針中
ける周辺住民が受ける放射線影響は他	ける住民等が受ける放射線被ばくは他の実用
該特定原子力施設の現状を踏まえて合理的に想定した場合	該特定原子力施設の現状を踏まえて合理的に想定した場合
できず、あるいは放射性物質が放出される新たな緊急事態	できず、あるいは放射性物質が放出される新たな緊急事態
に放出される新たな緊急事態の発生を合理的に想定するこ	に放出される新たな緊急事態の発生を合理的に想定するこ
異なり、その内包する放射性物質が著しく異常な水準で敷	異なり、その内包する放射性物質が著しく異常な水準で敷
該特定原子力施設の現状は、他の実用発電用原子炉施設	当該特定原子力施設の現状は、他の実用発電用原子炉施設
	確認した。
効線量が十分小さいものとなっていることを確認した。	な環境における実効線量が十分小さいものとなっているこ
価し、事故時における敷地境界を含む広域的な環境におけ	図られていると評価し、事故時における敷地境界を含む広
・子力規制委員会は、全体としてリスク低減が図られている	するに当たり、原子力規制委員会は、全体としてリスク低
電力株式会社から提出された実施計画を認可するに当たり	た。その後、東京電力株式会社から提出された実施計画を
、同項に規定する「実施計画」の提出を求めた。その後、	き事項」を示して、同項に規定する「実施計画」の提出を
十分なもので	外の安全を図る上で十分な
図ること、リスクの低減及び最適化が敷地内外の安全を図	低減及び最適化を図ること、リスクの低減及び最適化が敷
会社に対して、特定原子力施設全体のリスク低減及び最適	き、東京電力株式会社に対して、特定原子力施設全体のリ
前委員会は、同日、同条第二項の規定に基づき、東京電力	された。原子力規制委員会は、同日、同条第二項の規定に
の規定に基づき、特定原子力施設として指定された。原子	十四条の二第一項の規定に基づき、特定原子力施設として
設は、平成二十四年十一月七日、炉規法第六十四条の二第	置される原子炉施設は、平成二十四年十一月七日、炉規法
株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子	東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所
対策	に係る原子力災害対策
京	京電力ホー
9	⑨ 略_ 」略
]	管理にていて必要な支援を行れたにれたたた。
	こついた公寓な乞愛と守つなければなっ当該民間事業者等が実施する被はく続量

- (別紙1)-6 -

- 27 -

				(2)						
	2	①発し	その		•	•	•	こ階緊	施な	を発域時
設号会 炸	炉所		の周東	「緊」を	全住	等施	る避警「			講生で立
	及に東 –	に東所		急略開						ずしは入
		設京の原				退敷	指事			るた住が
用3島針		置電現子	、加口に			去地	示態			必場民行
济号第中		さ力状力	行にホ			を緊				要合がわ
燃炉一`		れホを規	しうおし	分。	。能内	開急	区 避 難	あ重断	同た子	がに帰れ
料及原表		る一踏制	「必いル		2日	始事	い、難にも	る能し	南た五	あは還て
時び子21	系面ル	原ルま委	「シマル	判	避避	す能	1日		に緊施	
蔵4カの	ホホルるエデ	子デえ員	: 女 く /	·断	一難を推	は 一部	一示	省场	、急設	
植号発 - 3	基炉イ	炉イ、会		,	指進	る避	時区		当事に	う活一
值 万 元 「 <sup>2</sup> 内 炉 電 6 <sup>-2</sup>	革施ン	施ン次が	ぶる民グ		示備	こ き 指	立域		言事に該態お	
にに所	· <sup>加</sup> ン 設グ	-n. */*	新等ス	基		と指	入へ		感 思 わ 特 が い	
照係原東	取りのス		「たの株		域る	も示	をの		存がい 定発て	現開、
照际原系射る子京	う株	$\sim$ $^{1}$ $\sim$ $^{1}$	たの禄	`	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	に区			定 先 、 原 生 、	現開 状し既
新 る 」 床 済 原 炉 電	ラ体ち式		、緊護会		75	现	て時		<u> 原 生</u> 子 し 住	
<i>饵                                    </i>	ら氏		、 亲 喪 云 , 急 措 社		い	避に	い立		ナし住力た民	
<u>燃</u> テ 施 力 料 炉 設 ホ	一社				区	難一	る入		加場等	
	一社	係福る枠	り 尹 但 恠 L 能 ち 自		域	指時	住を			まる難 え。指
					の	示立	民中		設合の	ん 拍 た新示
$\cdots $	炉島		しを実第		住	区入	等止		のに防	
体転ちデ	<b>`</b> 第	淮 わ の	、判施一		民	域を	のす		状は護	適たが
が等、イ		$\sim - 0$	)断し原		等	でし	退る	措の		切な解
存の1ン	号原		りす 、子		$\mathcal{O}$	なて	去と		を他置	な緊除
在た号グ	炉子		ミるあ力		屋	いい	をと		踏のが	防急さ
しめ炉ス	一力		、基る発		内	区る	準も		ま原必	護事れ
なの、株	三発		筆い電		退	域住	備に、		え子要	措態た
い施2式	号電	電同	」とは所	ſ	避	の民	す、	る段	て力と	置が区

				(2)						
	2	(1)	え員がて	(_)	•	•	•	る段てス	カと 聞	い避住
蔵4力	る子			夏緊 二 周	開全日	この施	。避警∟			まる難制
槽号発本		_ 炉 東光	欠がる住房	急同如	合面の	) 退設		同とに急調	設る該ン	え。指限
内炉電指		司施京の	の示新民電	重事上で	す緊唇	<b>麦去敷</b>		こがお事の		
にに所金	十設電		とすたのナ			可を地	示態」	」適い能力	易う定う	<b>適たが</b> 域
照係原中			るEな防杉		。事追	朝緊	区避			辺な解で
射る子	、う株		)A緊護=		熊暹	崔始急		で、判	レ新子フ	な緊除は
济原炉表			L急措会		、声を	: す事	る難に指	あ事断	司た力隆	方急さ住
燃子施2		炉会了	すの事置を	十判	避難症	ち態	一指			<b> </b> 事れ民
料炉設の	) 一社		る枠態を補		── <sup>無</sup> 備	首上。	示 時区	°の`\	こ緊設打	昔態たの
集のの -	- i - i	係福	。組を実慮	事す	指する	するとと 事態 避難	立域	進 放	、魚に <sup>□</sup>	置が区一
合運う6		る島	み判施第	育る			一域入へ	展射	当事おる	を発城時
体転ち	・    、第	基策	の断し-	_ 基	运域	。し指	をの	に性言	核能いる	冓 生 で 立
が等、東		進二	内す、原	ぇ 準	域 で	、区	しー	応物物	告が てう	す レ け ス
存の1 京		原	容るあう		な	避域	て時	じ質知	字発 `	るた住が
在た号電		子	は基るナ		い	難に	い立	たがし	京生 周凶	公場民行
しめ炉力		力	、進い多		×.	指二	る入	予放-	子し辺	と合がわ
なの、树		発	同とは電		域	示時	住を	防出力	力た 住 <sup>7</sup>	いに帰れ
い施2式		電	発しそ所		D D	区立	民中	的さカ	施場民.	あは還て
場設号会	炉 炉 所	所	電てのの	5	住	域入	の止	なれ言	設合の	<sup>\$</sup> `しい
合、炉衬		に	所 、 準周	Ę	民	でを	退す		のに防	こ生る
を使、福	る び設	設	の原備返	<u> </u>	の	なし	去る	護前半	犬は護	う活一
除用3島	品 四置	置	現子を▷	<u>₹</u>	屋	いて	をと	措の創	態 `措	しを方
く済号第	等 号さ	さ	状力行填	戓	内	区い	進と	置初る	を他置	た再で
◎燃炉-	- 炉れ	れ	を規うに		退	域る	備 も	を期間	皆のが	現開、
)料及原	頁 にる	る	踏制必ま	ີວ່	避	の住	すに	講対る	ま原必	状し既
느 貯び子		原	ま委要レ	)	を	住民	るい	ず応;	え子要	をてに

- (別紙1)-7-

			(3)																													
電に																									_				Ċ	3)		
用重																													所	С	$\sim^{\ddagger}$	昜
原鴛	簀施	お																													1 f	
子な	こ設	`																						炉	ス	水	子	準	設方	7	• 7	を
炉商	雀の	当	災	揭	_	$\mathcal{O}$	及	適	に	子	蔵	合	員	が	射	$\langle \cdot \rangle$	設	炉	<b>·</b>	発	済	項	転	`	株	炉	炉		置冒	Ē	かり	余
施贠	Ξ現	該	害	げ																	燃						$\mathcal{O}$		さナ	5	Ъ <	$\langle$
設自	り状	特	対	る	•	l	照	す	0	$\mathcal{O}$	内	が	が	分	燃	$\mathcal{O}$	炉	び	子	用	料	4	$\mathcal{O}$	号	숲	実	状		れオ	F.	8	0
に景	彡を	定	策	Ł	原	て	射	る	て	運	に	存	定	な	料	に	規	4	力	原	集	号	た	炉	社	用	態		るし		• ~	~
つ響	腎踏	原	重	$\mathcal{O}$	子	原	済	Ł	は	転	$\mathcal{O}$	在	$\mathfrak{B}$	期	集	限	法	号	発	子	合	$\mathcal{O}$	め	`	福	発	に		原フ	V	ま	-
いカ	ゞま	子																			体								子ラ	ř	でフ	又
て当	ΞŻ	力																			が								炉 -	1	にじ	よ
定し	じて	施	域	$\leq$	運	規	集	限	規	た	射	い	$\mathcal{O}$	わ	が	$\smile$	条	除	原	東	存	に	設	炉	<u> </u>	$\mathcal{O}$	て		施ン	/	掲.	_
める	ら合	設		Ĵ	転	制	合	る	法	$\mathfrak{B}$	済	施	及	た	存	で	$\mathcal{O}$	<	子	京	在	適		及	原	$\mathfrak{b}$	`		設く	ブ	げ	9
るま	う理	か		_	等	委	体	0	第	$\mathcal{O}$	燃	設	び	Ŋ	在	あ	3	0	炉	電	U	合	当	び	子	$\mathcal{O}$	本		のフ	マ	る	•
ΡŽ	上的	6		2		員		$\smile$	43	施	料	以	使	冷	す	0	$\mathcal{O}$	$\smile$	施	力	な	L	該	4	力	に	指		う杉		も师	亰
A≵	ぃに	放		と	た	会	+	で	条	設	集	外	用	却	る	て	6	に	設	朩	い	な	施	号	発	限	針		ちェ		$\mathcal{O}^{-}$	Ł
Z k	t想	射		週	め	が	分	あ	$\mathcal{O}$		合	$\mathcal{O}$	済	さ	施	`	第	係	$\mathcal{O}$	1	場	い	設	炉	電	り	中		` <i>4</i>	1	を火	戸
にた	こ定	性		用土																	合					`	`		五衫		除り	D
相レ	いし	物		すっ																	を								号褚	Ē	く jí	
当こ	こた	質		́о	設	た	間	`	6	発	存	<u> </u>	貯	Ł	あ	済	第	子	`	イ	除	又	規	<	子	京	2		炉島	1 1	°庫	运
すと	こと	が				施	に	試	第	電	在	`	蔵	$\mathcal{O}$	0	燃	4	炉	1	ン	<	は	法	0		電			及貧	筤		簳
るた	> L	放			1	設	わ	験	1	用	す	_	槽	と	て	料	号	$\mathcal{O}$	号	グ	0	原	第	$\smile$	施	力	_		びー	-	<u>ل</u>	の
区总	って	出			•	以	た	研	項	原	る	7	内	l	照	貯	$\mathcal{O}$	運	炉	ス	$\smile$	子	43	に	設	朩	1		六原	湏	を1	5
域	`も	さ			か	外	り	究	第	子	原	•	に	て	射	蔵	基	転	`	株	L	炉	条	係	$\mathcal{O}$	1	•		另于	F	適と	り
を手	ミ住	れ			6	$\mathcal{O}$	冷	用	4	炉	子	使	照	原	済	槽	準	等	2	式	<u>`</u>	容	$\mathcal{O}$	る	う	ル	沸		炉ナ	5	用の	り
、卜	丨民	る			8	も	却	原	号	に	炉	用	射	子	燃	内	に	$\mathcal{O}$	号	숲		器	З	原	ち	デ	騰		に多	Ě	すカ	
当多	き等	事			•	$\mathcal{O}$	さ	子	Ю	係	に	済	済	力	料	に	適	た	炉	社	5	内	の	子	ì	イ	水	,	係冒		る言	殳

**登** 民 能

(3)

$\langle \mathbf{O} \rangle$			
発民態		3	
	引の定なつ3実体も燃れ設使1るう炉体基の3島型	子	で又
	<sup>-</sup> 施め期ての用がの料たで用項原ち、が準施号第軽原	炉東	には
	う設た間、6発存」貯もあ済第子、東存に設炉一水子	施京	掲_
子なの当じ災	。	設電	げ 9
炉確現該 害	1設わ験1用す「槽とて料号の号電し合当び子」の	の力	る
施定状特 対	・以た研項原る7内し照貯の運炉力なし該4力実状	う株	も原
設的を定策	か外り究第子原にて射蔵基転、株いな施号発用態	ち式	の子
に影踏原重	らの冷用4炉子使照原済槽準等2式場い設炉電発に	、会	を炉
つ響ま子点	8 も却原号に炉用射子燃内にの号会合場がを所電応	五社	。 除 <sub>の</sub>
いがえ力 区	のさ子の係に済済力料に適た炉社を合炉除原用じ	号福	く運
て生て施域	ま れ 炉 基 る 係 燃 燃 規 集 の 合 め 、 福 除 又 規 く 子 の て	炉島	
定じ合設	で又た施準もる料料制合みしの3島くは法。炉も、	及第	
とこ日設める理か	にはも設にの原貯集委体照な施号第『原第一施の本	U	をの
るお的ら	掲「の及適に子蔵合員が射い設炉一)子43に設に指	六百	適た
るわ P そに放	13 「の反過に」廠占員が新い設定 「43に設に指 げ9とび合あ炉槽体会十済も、及原 <sup>」</sup> 炉条係の限針	号子	用め
A れ 想 射	る。し照すっの内がが分燃の炉び子、容のるうり中	炉力	すの
Zは定性	* 臣 イ 臣 フ 子 実 に 左 会 か 割 に 担 ( 力 ) 思 り 臣 た ) )	1 - 78	る施
こなし物	の子原済もは転の在め期集限法号発5内の子、東表	· 係電 る	。爬
相いた質	を炉子燃の、等みした間合る第炉電・に6炉1京2		дX
相いた員当ことが	除の力料に炉の照なもに体。43を所実照第の号電の	基準設	$\widehat{1}$
ヨここがすとし放	く運規集限規た射いのわが一条除原用射1運炉力	淮蚖	T
	~ 運衆集隊衆に狙いのわか 条隊原用狙 運炉 // 「 。転制合る法め済施及た存でのく子発済項転 、株1	<b></b> 取	-
るかて出		置	から
区らもさせ、国际	○等委体。第の燃設びり在あ3。炉電燃第等2式	さ	6
域、周れ	」の員が、43施料以使冷すっの、施用料4の号会沸	れ	8
を実辺る	をた会十で条設集外用却るて6に設原集号た炉社騰	る	Ŀ
、用住事	適めが分あの(合の済さ施、第係の子合のめ、福水	原	ま

- (別紙1)-8-

[4]~(5) 略] 該特定原子力施設につ	ついて定める必要はない。	[4]~(5) 同上]当該特定原子力施設について定める必要はない。
備考 表中の [ ]の記載	載は注記である。	

# 資料 5

参考 1

# 原子力災害対策指針改正にあたっての考え方の整理 (防災業務関係者の放射線防護対策に関する記載の充実)

令和4年3月30日 原子力規制 庁

#### 1. 目的

原子力災害対策指針では、原子力災害時に防災業務に関わる者を「防災業務関係 者」とし、緊急事態応急対策において、これに放射線防護対策を実施する旨を記載 しているが、現状、その内容はごく限定的であり、また、実施の対象や主体が必ず しも明らかでない。

原子力災害対策の円滑な実施を確保するためには、住民等の防護措置の実施を支援する防災業務関係者に対しても適切な放射線防護対策を講じ、安全を確保することが不可欠であることから、防災基本計画との整合を考慮して<sup>1</sup>、関連する原子力災害対策指針の記載の充実を図ることとし、関係府省庁<sup>2</sup>及び関係地方公共団体からの 意見を得つつ、検討を行った。

その上で、引き続き、調整を要する事項が一部あるものの、概ね以下のとおり考 え方を整理したので、今後の原子力災害対策指針改正作業を進めるにあたり、原子 力規制委員会に諮る。

2. 主な整理事項

- ▶ 放射線防護対策の対象とする防災業務関係者の明確化 放射線防護対策の対象とする防災業務関係者を、被ばくの可能性のある環境下に おいて緊急事態応急対策に従事する者とする。
- ➢ 被ばく線量管理及び健康管理 緊急事態応急対策に従事する者が属する組織が、同者の被ばく線量の管理に責任 を有し、必要に応じて健康管理に配慮するものとする。民間事業者等に緊急事態 応急対策の実施を要請した組織は、当該民間事業者等が実施する被ばく線量の管 理や健康管理を支援するものとする。

#### ▶ 放射線防護に係る指標

緊急事態応急対策に従事する者が属する組織等が、同者の放射線防護に係る指標 を定めることを基本とする。同指標の設定に際しては、平時の放射線業務従事者 や緊急作業に従事する者の線量限度を参考とするものとする。

▶ 防護装備の整備要件等

国、地方公共団体及び原子力事業者を、被ばくの可能性のある環境下において緊 急事態応急対策に従事する者の防護装備の整備主体とする。放射線防護対策の実 施は、原子力災害対策本部からの指示に従って実施することを前提としつつ、緊 急事態応急対策に従事する者の属する組織の判断に従うことを基本とする。

詳細は別紙参照。

<sup>1</sup> 原子カ災害対策特別措置法では、原子カ災害対策指針は、防災基本計画に適合して定めなければならないとしている

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気 象庁、海上保安庁、防衛省

#### 3. 今後の予定

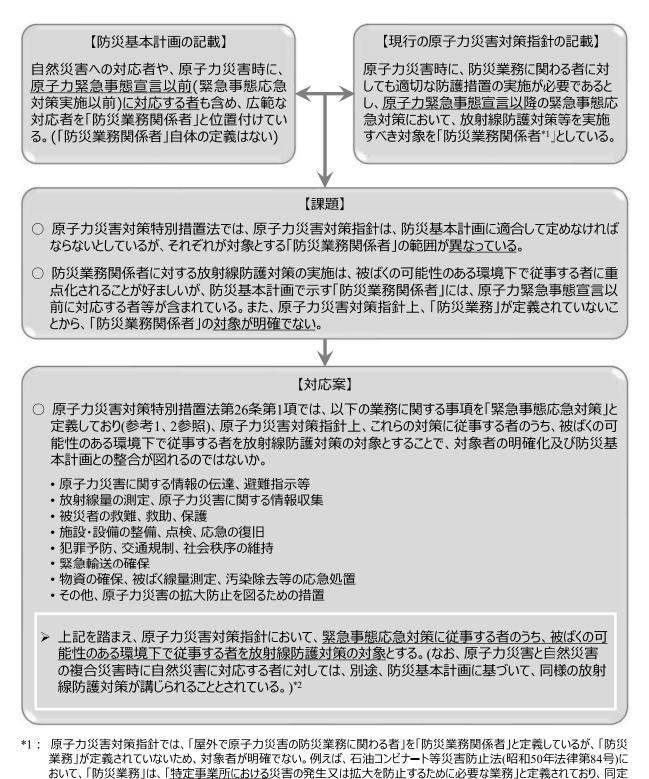
原子力規制委員会における議論を踏まえ、また、引き続き関係機関からの意見を 得つつ、事務局にて原子力災害対策指針改正案を整理する。その上で、委員会にお いて、指針改正案の適否、行政手続法に基づく意見公募の実施の可否について審議 頂く。なお、防災基本計画についても、原子力災害対策指針改正の考え方と同様の 内容を含む改正作業が行われている。

#### く資料一覧>

- 別紙 主な整理事項の詳細
- 参考1 原子力災害対策特別措置法(抄)及び原子力災害対策災害対策指針(抄)
- 参考2 緊急事態応急対策の実施事項と対応者
- 参考3 防災業務に関係する機関が定めた防災業務関係者の放射線防護に係 る指標の例
- 参考4 防災業務関係者の線量限度(IAEA 安全基準)
- 注) 令和4年3月30日の第75回原子力規制委員会での議論を受け、参考3の資料名を「防 災業務に関係する機関が定めた防災業務関係者の放射線防護に係る指標の例」に修正(修 正箇所を朱書きで示す)

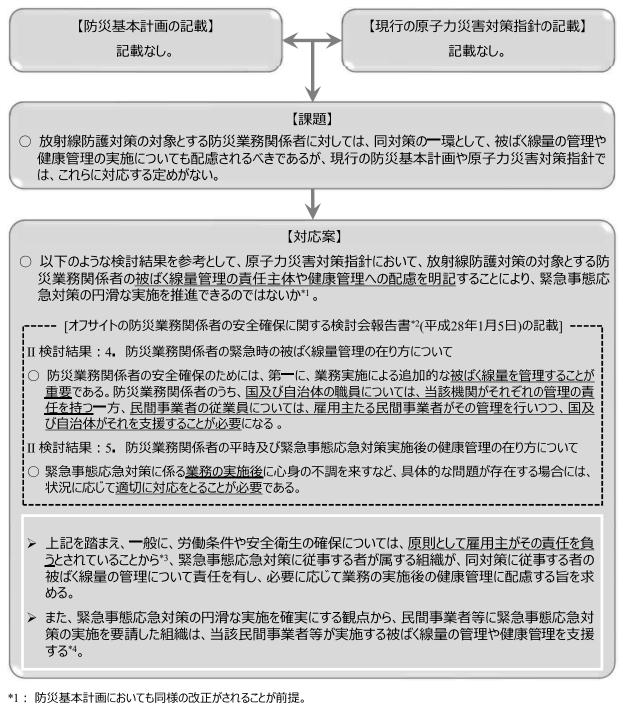
#### 主な整理事項の詳細

#### 放射線防護対策の対象とする防災業務関係者の明確化



義に従えば、住民の避難支援等は防災業務関係者の業務の対象とならない。
 \*2:「緊急事態応急対策」は、原災法上、「原子力災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策」と規定されていることから、自然災害と原子力災害の複合災害において、自然災害対応に当たる者は、原子力災害対策指針上の防災業務関係者に該当しない。一方、これらの者が被ばくの可能性がある環境下で業務に従事する場合には、防災基本計画において、原災本部が放射線防護に係る計画を立案し、緊急災害対策本部等に助言するとともに、同本部等から指示が出されることが規定されている。

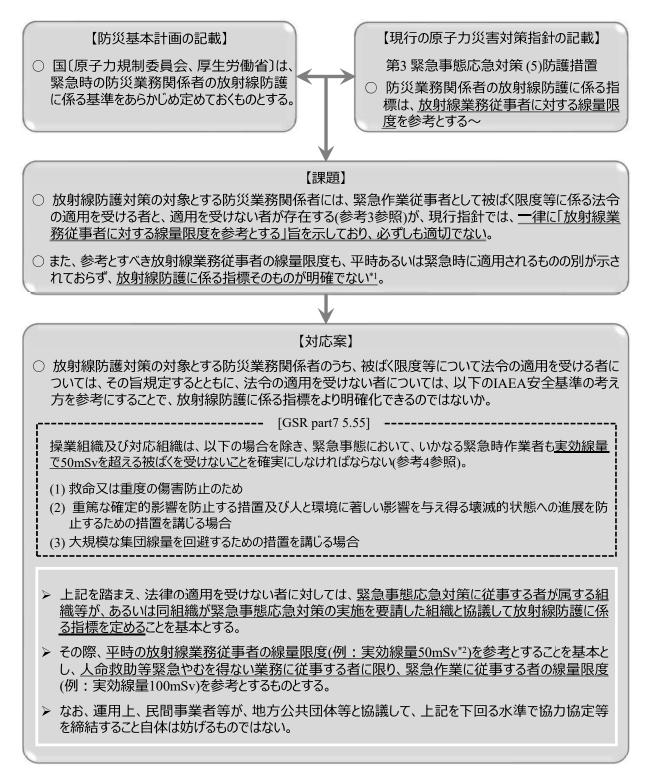
#### 被ばく線量管理及び健康管理



- \*2:オフサイトの防災業務関係者に対する緊急時の防護措置や被ばく線量管理、健康管理等について、専門的・技術的な観 点から検討を行うことを目的として、内閣府政策統括官(原子力防災担当)決定によって設置された検討会の報告書。学 識経験者、内閣府(原子力防災担当)、原子力規制庁を構成員とし、人事院、内閣府(生活支援チーム)、警察庁、総務 省、消防庁、厚労省、経産省、国交省、環境省、防衛省、その他関係団体がオブザーバとして参画。なお、同検討会では、 既に内規等において、基準等を整備している自衛隊、警察、消防等の実動組織については検討の対象外としている。
- \*3: 派遣労働者にも労基法、安衛法、労契法等の労働基準関係法令は適用され、原則として派遣労働者と労働契約関係 にある派遣元事業主がその責任を負うものとされていることに加え、緊急時には派遣契約の締結を前提としないと考えられる ことから、派遣される従事者の安全衛生等の確保についても、派遣元事業主の責任によるものと整理している。
- \*4:「原子力災害時の民間事業者との協力協定等の締結について(平成29年内閣府(原子力防災担当)」においても、民間 事業者による被ばく管理(累積線量の帳簿への記録等)を求めるとともに、自治体が、作業者の累積線量が管理の目安を 超過していないか確認を行うなど、民間事業者の被ばく管理を支援することを求めている。

- 34 -

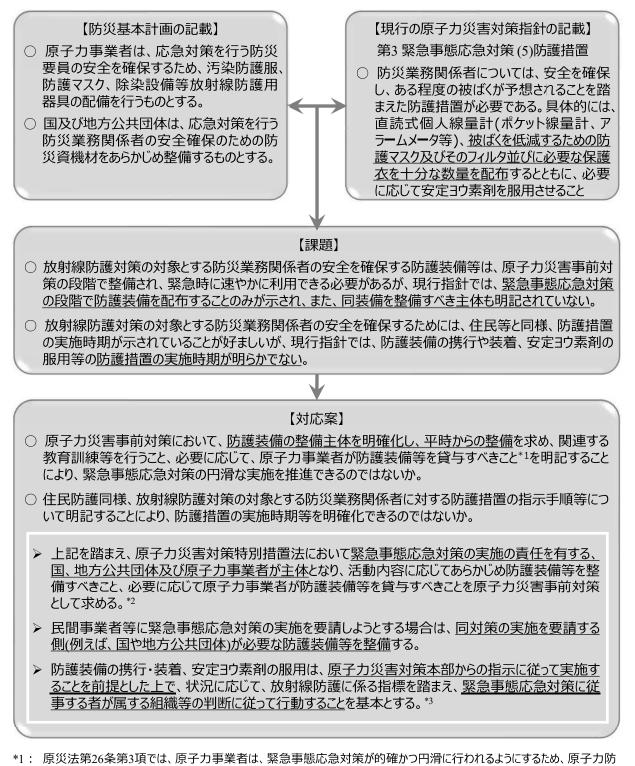
## 放射線防護に係る指標



<sup>\*1:「</sup>放射線業務従事者に対する線量限度」には、平時に放射線業務に従事する場合の線量限度(例えば、実効線量で 50mSv/年)や、緊急作業に従事する場合の線量限度(特例緊急被ばく限度:250mSv、緊急被ばく限度100mSv)等があ り、現行指針の記載がいずれを示すのか明確でないが、現行指針における防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、 50mSv以上の水準となっている。

<sup>\*2:</sup>法令上は、50mSv/年等とされているが、発生事故当たりの線量限度を想定している。

#### 防護装備の整備要件等



災資機材の貸与その他必要な措置を講じなければならない旨が規定されている。 \*2: 原災法上は、指定公共機関、指定地方公共機関も緊急事態応急対策の実施の責任を有する者となり得る。ただし、指 定公共機関には、JAEAやQST等の法人以外にも民間事業者が含まれる場合があること、指定地方公共機関は、大半が

 地域の民間事業者である場合があることから、一律に防護装備の整備主体とする対象に含めていない。
 \*3: 原子力災害対策本部からの指示については、防災基本計画においても同様の改正がされることが前提。また、実動組織を はじめとして、状況に応じて独自の判断で行動することが求められる場合があることを考慮し、緊急事態応急対策に従事す る者が属する組織等の判断に従って行動することを基本としている。 <u>○原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)(抄</u>)

第四章 緊急事態応急対策の実施等

(緊急事態応急対策及びその実施責任)

第二十六条 緊急事態応急対策は、次の事項について行うものとする。

一原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

参考 1

二 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項

三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

四 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項

五 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項

六 緊急輸送の確保に関する事項

七 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去 その他の応急措置の実施に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止を図る ための措置に関する事項

2 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共 機関、原子力事業者その他法令の規定により緊急事態応急対策の実施の責任を有する者は、法令、防災計 画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、緊急事態応急対策を実施 しなければならない。

3 原子力事業者は、法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じなければならない。

#### ○原子力災害対策指針(令和3年7月21日改正)(抄)

- 第2 原子力災害事前対策
- (6) 緊急時モニタリングの体制整備
- ① 緊急時モニタリングの目的および事前対策

それらは、住民や屋外で原子力災害の防災業務に関わる者(以下「防災業務関係者」という。)の防護措 置を適切に実施するための判断根拠となる。

#### 第3 緊急事態応急対策

- (5) 防護措置
- ⑦ 防災業務関係者の防護措置

防災業務関係者については、安全を確保し、ある程度の被ばくが予想されることを踏まえた防護措置が 必要である。具体的には、直読式個人線量計(ポケット線量計、アラームメータ等)、被ばくを低減するた めの防護マスク及びそのフィルタ並びに必要な保護衣を十分な数量を配布するとともに、必要に応じて安 定ョウ素剤を服用させること、後日においてホールボディカウンターによる内部被ばく測定を行うこと等 が必要である。さらに、輸送手段及び連絡手段の確保が必要である。

また、防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、 防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要である。

条項	号	実施事項	原災法解	説(原子力防災法令研究会版)で示す事項	拡大防止	住民対応	想定される対応者(防災基本計画における記載)
			情報の伝達	・緊急通信体制の確立	0		国、地方公共団体、指定公共機関、原子力事業者
		原子力緊急事態宣言その他原子	「同羊肉の「ム」主	・周辺住民等への広報	0		国、地方公共団体、指定公共機関、原子力事業者、放送事業者
	1	原子力素急争息宣言での他原子 力災害に関する情報の伝達及び避 難の勧告又は指示に関する事項		·勧告	0		Ш
		知り即口文は泪小に因うる事項	避難、屋内退避	・指示	0		国、地方公共団体
				・誘導	0		地方公共団体、警察
	2	放射線の測定その他原子力災害に	情報の収集	・緊急時モニタリング	0		国、地方公共団体、指定公共機関、原子力事業者、自衛隊、海上保安部署
	2	関する情報の収集に関する事項	旧和の収集	・事故情報の収集	0		国、地方公共団体、原子力事業者、自衛隊
			消防	·消火	0		原子力事業者、消防、自衛隊、地方公共団体
			内内	・救急等	0		原子力事業者、消防、指定公共機関、医療機関、自衛隊
				・人命救助	0		原子力事業者、自衛隊、消防
				・救護(保護)等	0		原子力事業者、自衛隊、消防
	3	被災者の救難、救助その他保護に 関する事項	*****	・収容施設の供与		0	国、地方公共団体、原子力事業者
		関する事項	救難、救助	・り災者の救出		0	国、地方公共団体、自衛隊、消防、道路管理者
				・り災住宅の応急修理		0	国、地方公共団体
				・死体の捜索、収用、埋葬		0	国、地方公共団体、自衛隊、消防、警察
			その他	・被災児童生徒の応急教育		0	国、地方公共団体
	4	施設及び設備の整備及び点検並び に応急の復旧に関する事項	応急の復旧	・施設、設備の応急の復旧			原子力事業者、ブラントメーカー、建設業者
原災法		犯罪の予防、交通の規制その他当		・犯罪の予防	0	0	警察、消防、海上保安部署等
第26条 第1項	5	犯罪の予防、交通の規制モの他当 該原子力災害を受けた地域におけ る社会秩序の維持に関する事項	警備	·交通規制	0	0	警察、消防、海上保安部署、道路管理者、鉄道事業者
,, X		SITZ (V) MEDICK > S = 2		・航行制限等	0	0	警察、消防、海上保安部署、道路管理者、鉄道事業者
	6	緊急輸送の確保に関する事項	緊急輸送の確保	・緊急車両の指定	0	0	国、地方公共団体、輸送協定を締結した民間事業者
	0	※忘朝200曜下に因うの争攻	来志制达00厘休	・緊急車両の先導等	0	0	警察
				・食料品の供与、飲料水の供給		0	国、地方公共団体等
				・被服、寝具その他の生活必需品の供与等		0	国、地方公共団体、原子力事業者
			救助	・医療及び健康相談(被ばく線量測定)		0	国、地方公共団体、医療機関、指定公共機関
				・生業資金、資材の供与メは貸与		0	国、地方公共団体、指定公共機関
				・学用品の支給		0	地方公共団体
		食糧、医薬品その他の物質の確 保、居住者等の被ばく放射線量の		・放射性物質の除染		0	国、地方公共団体、指定公共機関、原子力事業者、医療機関、自衛隊
	7	線、活住自守の板は、放射線里の 測定、放射性物質による汚染の除 去その他の応急措置の実施に関す		・飲食物の摂取制限		0	国、地方公共団体
		る事項		・汚染食料品の出荷制限等		0	国、地方公共団体
			その他	・安定ヨウ素剤服用の指示		0	国、地方公共団体
			ての他	・緊急事態応急対策拠点施設の運営		0	国、地方公共団体
				・清掃、防疫等の保健衛生		0	国、地方公共団体、自衛隊
				・障害物の除去		0	国、地方公共団体、自衛隊、消防、警察、道路管理者等
				・広報	Ī	0	国、地方公共団体、放送事業者
	8	上記のほか、原子力災害(原子力 災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡 大防止を図るための措置に関する 事項	-	-	_	_	_

#### 緊急事態応急対策の実施事項と対応者

# 防災業務に関係する機関が定めた防災業務関係者の放射線防護に係る指標の例(1/2)

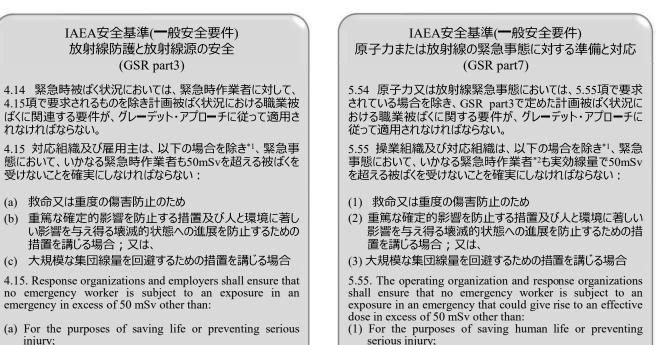
	分類		根拠	指標の値:mSv (実効線量の例)	美務関係者の放射線防護に係る指標の例(1/2) 線量限度に係る規定(抜粋)
法令の適用を受ける者	原子力	事業者	<ul> <li>労働安全衛生法 電此規則</li> <li>原子炉等規制法 実用炉規則 等</li> </ul>	【緊急】 100 【特例】 250	<ul> <li>【電源版合報酬常書物に規則】</li> <li>(型合理範におして規定して設計)</li> <li>第七条 事業者は、第四十二条語一項各号のいず1かに該当する事故が発生し、同項の区域が生した場合における 数料線による方融着の短期常書や加上するための広急の作業(以下1型急企業しいう)を行うとされ、当該整合 作業しば事まる提供なび接張する回転性がないと読みれた女性の放射理要な理要加こつには、当認要条一項 及び第五系の規定にかけらず、ころの規定にご思する規度を超えて必要加量を受けさただすたえ。</li> <li>2 前辺の場合において、当該案急作業に従事する間に受けない。</li> <li>二 面のの場合において、当該案急作業に従事する間に受けない。</li> <li>二 面のしていては、コワンペレレ</li> <li>二 面のしない、「こしないけなしなければならない。</li> <li>二 面のしない、「こしないけなしない。</li> <li>二 面のしない、「こしないけなしない」</li> <li>二 面のしない。</li> <li>二 面のしていては、コンペルレ</li> <li>二 面のしない。</li> <li>二 面のしない。</li> <li>二 のかしていては、こうべいし、</li> <li>二 面のしない。</li> <li>二 面のしない。</li> <li>二 のかしていては、</li> <li>二 のいていてき、こことの目</li> <li>二 面のしない。</li> <li>二 面のしまった。</li> <li>二 のかしまのしていては、</li> <li>二 四のしない。</li> <li>二 のかしていている。</li> <li>二 のかしていてき、のしていては、</li> <li>二 のかしない。</li> <li>二 のかしない。</li> <li>二 のかしまのしまのした。</li> <li>二 のいていてき、</li> <li>二 のかしまのしまのした。</li> <li>二 のかしまのした。</li> <li>二 のかしまのしまのした。</li> <li>二 のかしないでのした。</li> <li>二 こ ないていてき、</li> <li>二 のかしていてき、</li> <li>二 のかしていてき、</li> <li>二 面のしまのした。</li> <li>二 面のしまのした。</li> <li>二 のかしまのした。</li> <li>二 面のしまのした。</li> <li>二 面のした。</li> <li>二 面のしまのした。</li> <li>二 こ こ たきのした。</li> <li>二 面のしまのした。</li> <li< td=""></li<></ul>
	国家公務員 ( <del>一</del> 般職)	原子力規制庁 職員	<ul> <li>国家公務員法 人事院規則10-5 (職員の放射線障 害の防止)</li> </ul>	【緊急】 100 【特例】 250	<ul> <li>【人事院規則一〇一五(職員の放射線障害の防止)】</li> <li>第四条の二 第二十条第一項各号のいずれかに該当する場合における放射線障害を防止するための緊急を要する 作業(以下「<u>緊急作業</u>」という。)に従事する男子職員及び妊娠する可能性がないと診断された女子職員の当該緊 急作業の期間中の線量の限度は、〜次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定めるものとする。</li> <li><u>実効線量 百ミリシーベルト</u></li> <li>二 等価線量 眼の水晶体については三百ミリシーベルト、皮膚については一シーベルト</li> <li>第四条の三 男子職員又は妊娠する可能性がないと診断された女子職員であって、統括原子力運転検査官又は原 子力運転検査官であるもの(原子力規制委員会委員長が指名する者に限る。第四項において「統括原子力運転 検査官等」という。)が緊急作業に従事する場合であって、その事故の状況その他の事情を勘察し、実効線量の限度 について前条第一号の規定によることが困難であると人事院が認めるときは、同号の規定にかからず、当該緊急作業 の期間中の実効線量の限度(以下この条において「特<u>何緊急被ばく限度</u>」という。)は、<u>百ミリシーベルトを超え二百 五十ミリシーベルトを超えない範囲内</u>で人事院が定めることができる。</li> <li>2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、人事院は、直ちに、<u>特例緊急被ばく限度を二百五 十ミリシーベルトを</u>ある。</li> <li>「原子力災害対策特別措置法第十五条第一項各号に掲げる場合</li> <li>4 特例緊急被ばく限度に係る緊急作業については、統括原子力運転検査官等以外の者に従事させてはならない。</li> </ul>

- 39 -

# 防災業務に関係する機関が定めた防災業務関係者の放射線防護に係る指標の例(2/2)

	分類		根拠	指標の値:mSv (実効線量の例)	線量限度に係る規定(抜粋)
	国家公務員 (特別職)	自衛隊	・防衛省防災業務計 画	100	【防衛省防災業務計画】 5 被ばく線量の指標及び放射線防護対策 (1) 被ばく線量の指標 原子力災害に関して自衛隊法第83条又は第83条の3に基づき派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、 <u>災害に発展</u> する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSv (ミリ シーベルト)を上限とする。 作業内容に応じて、眼の水晶体については等価線量で300mSv、皮膚については等価線量で1Sv(シーベルト)を 併せて上限として用いる。
		警察機関	<ul> <li>・ 国家公安委員会・</li> <li>警察庁防災業務計</li> <li>画</li> </ul>	<b>何</b> ) 50 100	<ul> <li>【国家公安委員会・警察庁防災業務計画】</li> <li>5 警察職員の被ばく対策</li> <li>都道府県警察は、警察職員の放射線被ばくを防止するため、国が定める緊急時の防災業務関係者の放射線防護に係る基準に基づく措置を請ずるものとする。</li> <li>【福岡県警察原子力災害対策警備措置要領】</li> <li>3 職員の適正な被ばく管理</li> <li>(1) 防護対策</li> <li>原子力災害警備活動の実施に伴う被ばく線量は、国の原子力安全委員会が防災指針で示した次の指標をもとに、事態の状況等必要に応じて、本部長がその都度、上限を指示するものとする。</li> <li>ア 原子力災害警備活動に従事する職員の被ばく線量は、実効線量で5年間につき100ミリシーベルト(mSv)を上限とし、かつ、1年間につき50ミリシーベルト(mSv)を上限とし、かつ、1年間につき50ミリシーベルト(mSv)を上限とし、かつ、1年間につき50ミリシーベルト(mSv)を上限とし、かつ、1年間につき50ミリシーベルト(mSv)を上限とし、かつ、1年間につき50ミリシーベルト(mSv)を上限とし、かつ、1年間につき50ミリシーベルト(mSv)を上限とし、かつ、1年間につき50ミリシーベルト(mSv)を上限とし、かつ、1年間につき50ミリシーベルト(mSv)を上限とし、かつ、1年間につき50ミリシーベルト(mSv)を上限とし、かつ、1年間につき50ミリシーベルト(mSv)を上限とし、かつ、1年間につき50ミリシーベルト(mSv)を上して、100</li> </ul>
法令の適用を受けない者	地方公務員	消防機関	<ul> <li>・原子力施設等にお</li> <li>肖防機関</li> <li>ける消防活動対策</li> <li>マニュアル</li> </ul>		【原子力施設等における消防活動対策マニュアル】 【被ばく線量限度】 ② <u>教命救助等の緊急時活動(「人命救助」、「放置すれば事態の急激な悪化をもたらし、消防機関が介入すれば 相当な効果が期待できる消火活動」等) 1回あたり100mSv (根拠)原子力災害対策指針に示された防護措置(「参考①」を参照)を踏まえ、電離放射線障害防止規則を 準用(「参考③」を参照)。~ ③ 繰り返し消防活動を行う場合 決められた5年間の線量が100mSv(ただし、<u>任意の1年に50mSvを超えるべきでない</u>。) (根拠)原子力災害対策指針に示された防護措置(「参考①」を参照)を踏まえ、電離放射線障害防止規則を 準用(「参考③」を参照)。</u>
		地方公共団体 職員	• 地域防災計画	<b>何</b> ) 50 100	【宮城県地域防災計画】 表3-4-5 防災業務関係者の防護指標 災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合:実効線量で50mSv 事故現場において緊急作業を実施する者が、 <u>災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやれを得ない作業を実施</u> する場合:実効線量で100mSv、等価線量については以下のとおり ・眼の水晶体について300mSv ・皮膚について1Sv ※この他詳細については、放射線業務従事者の線量限度の規定に準ずる
	指定(地方) 民問事	公共機関、 業者等	・地方公共団体との 協定等	何) 1	【原子力災害時における人員の輸送等に関する協定書(新潟県バス協会)】 (要請基準) 第3条 甲は、原子力災害時等において、 <u>従事者の業務実施による被ば〈線量の予測を行い、平時の一般公衆の被 ば〈線量限度である1ミリシーベルトを下回る場合に、この会員に対し協力を要請するよのとし、これを超える恐れがあ る場合は、甲は乙の会員に対し協力を要請しないものとする。 【原子力災害における救護活動マニュアル(日本赤十字社)】 2 行動基準 (7) 救護班要員の所属施設長は、国が別に基準を定める放射線業務従事者等を除き、累積被ば〈量が1ミリシー ベルトを超えた者については、当該日より1年間、原子力災害における救護活動に従事させないものとする。</u>

# 防災業務関係者の線量限度(IAEA安全基準)



- (b) When undertaking actions to prevent severe deterministic effects and actions to prevent the development of catastrophic conditions that could significantly affect people and the environment; or
- (c) When undertaking actions to avert a large collective dose.
- serious injury;
- (2) When taking actions to prevent severe deterministic effects or actions to prevent the development of catastrophic conditions that could significantly affect people and the environment;
- (3) When taking actions to avert a large collective dose.

#### IAEAの安全基準を考慮すると以下のとおり整理することが妥当ではないか

			/			
	防災業務関係者の区分	対象者の例	線量限度·指標	指針の記載上の整理		
1	法令上、緊急被ばく限度や特例 緊急被ばく限度の適用を受ける 緊急作業に従事する者	原子力事業者 原子力規制庁検査官	実効線量で 250mSv(特例)、100mSv 等*3	法令で規定する線量限度に従う		
2	法令の適用を受けないが、人命 救助等の業務に従事する者	警察 消防 自衛隊 等	実効線量で100mSv以下 等	緊急作業に従事する者の線量限 度を参考として、防災業務関係者 が属する組織等が放射線防護に係 る指標を定める。		
3	法令の適用を受けず、人命救助 等の業務に従事しない者	地方公共団体 民間事業者等	実効線量で50mSv以下 等	平時の放射線業務従事者の線量 限度を参考として、防災業務関係 者が属する組織等が放射線防護に 係る指標を定める <sup>*4</sup> 。		

\*1: (a)、(b)、(c)/(1)、(2)、(3)に対しては、それぞれ1cm線量当量で、500mSv、500mSv、100mSvを超えないことを基本としている。

\*2: GSR part7では、「緊急時作業者」は、「緊急事態の対応において、作業者として特定の任務をもった者。緊急作業者には、登録者や免許 所有者に雇用された作業者、ならびに警察官、消防士、医療従事者、避難車両の運転手や乗組員などの対応機関の担当者が含まれ る。」と定義されている。

\*3: 電離則等では、等価線量で300mSv(眼の水晶体)、1Sv(皮膚)も示されている。

\*4: 例えば、地方公共団体が民間事業者等と締結する協定等において、平時の放射線業務従事者の線量限度を下回る線量を任意に設定 する場合も想定される。

# <u> 避難指示区域の概念図(2020年3月10日時点)</u>

